

事務連絡
令和8年1月5日

各 位

埼玉労働局労働基準部健康安全課長
(契 印 省 略)

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和2年8月17日付け基安化発0817第1号)及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において 注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正しましたので、貴団体におかれましても会員事業者への周知等に御協力をお願い申し上げます。